

令和5年8月18日

佐倉市議会議長 岡村 芳樹 様

懲罰特別委員長 平野 裕子

委員会審査報告書

本委員会に付託された「村田穰史議員に対する懲罰の件」について、審査の結果、次のとおりと決定したので、会議規則第106条の規定により報告します。

記

1 懲罰事犯の有無

懲罰を科すべきでないと認める。